

国際ロータリー第 2650 地区

地区運営手続



国際ロータリー第 2650 地区
2017年4月30日

国際ロータリー第 2650 地区運営手続

目 次

	頁
1. ガバナーノミニーの選出方法	1
1.1. ガバナーノミニーの選出	1
1.2. ガバナーノミニーの指名	1
1.2.1. ガバナーノミニーの選出方法	1
1.2.2. ガバナーの指名委員会	1
1.2.3. クラブからガバナーノミニーを推薦	1
1.2.4. 委員会による最適任のロータリアンの指名	2
1.2.5. 指名の公表	2
1.2.6. 指名委員会がノミニーを選出できなかった場合	2
1.2.7. 対抗候補者	2
1.2.8. 対抗候補者の支持	2
1.2.9. 対抗候補者がいない場合	3
1.2.10. 対抗候補者の指名	3
1.2.11. 対抗候補者の指名が有効でない場合	3
1.2.12. 諮問委員会からのアドバイス	3
2. 審議会代表議員選出方針	3
2.1. 指名委員会手続による代表議員の選出	3
2.1.1. 選出	3
2.1.2. 規定審議会および決議審議会の代表議員指名委員会	4
2.1.3. 指名委員会委員の選出方法を採択できなかった場合	4
2.1.4. 代表議員も補欠議員も務めを果たせなかった場合	4
2.1.5. 代表議員の資格	4
2.1.6. 代表議員の任期	4
3. RI 理事指名委員会委員選出方針	4
3.1. 指名委員会手続による RI 理事指名委員の選出	4
3.1.1. RI 理事の指名委員	4
3.1.2. 指名委員会による RI 理事指名委員の選出	5
3.1.3. RI 理事指名委員会	5
3.1.4. 選挙	5
3.1.5. 指名委員として公表された候補者	5
3.1.6. 委員も補欠委員も務めを果たせない場合	5
4. 規定審議会および決議審議会への提出案の地区採択方針	5

地区運営手続

4.1. 規定審議会へのクラブ提出制定案の採択	5
4.1.1. 提出件数と方法	5
4.1.2. 欠陥のある提出制定案	6
4.1.3. 提出期限	6
4.1.4. 地区提案	6
4.1.5. 提出制定案の開示	6
4.1.6. 地区制定案検討会の開催	6
4.1.7. 審議および議決方法	6
4.1.8. 規定審議会への提出制定案数	6
4.1.9. 採択された制定案	7
4.1.10. 規定審議会終了後の報告	7
4.1.11. 制定案研究会の開催	7
4.2. 決議審議会へのクラブ提出決議案の採択	7
4.2.1. 提出件数と方法	7
4.2.2. 欠陥のある提出決議案	7
4.2.3. 提出期限	7
4.2.4. 地区提案	7
4.2.5. 提出決議案の開示	7
4.2.6. 地区決議案検討会の開催	8
4.2.7. 審議および議決方法	8
4.2.8. 決議審議会への提出決議案数	8
4.2.9. 採択された決議案	8
4.2.10. 決議審議会終了後の報告	8
4.2.11. 決議案研究会の開催	8
5. 地区決議会設置方針	8
5.1. 地区決議会運営規則	9
第1条（名称）	9
第2条（権限）	9
第3条（構成）	9
第4条（役員）	9
第5条（召集）	9
第6条（議長）	9
第7条（議案の説明）	9
第8条（議決権）	10
第9条（定足数、議決数および決裁権）	10
第10条（議事録）	10

地区運営手続

第 11 条 (改正)	10
6. 副ガバナー設置方針	11
6.1. 副ガバナーの指名	11
7. 地区運営手続の改正	11

国際ロータリー第 2650 地区運営手続

1. ガバナーノミニーの選出方法

1.1. ガバナーノミニーの選出

地区は、ノミニーを、ガバナーとして就任する日の直前24カ月以上36カ月以内に選出するものとする。選出されたロータリアンは、「ガバナーノミニー・デジグネート」という肩書を担い、ガバナーに就任する2年前の7月1日にガバナーノミニーの肩書を担うものとする。RI理事会は、正当かつ十分な理由により、本節の期日を延長する権限を有するものとする。ガバナーノミニーが選挙されるのは、国際協議会で研修を受けるロータリー年度の直前ロータリー年度に開催されるRI国際大会である。このようにして選出されたノミニーは、ガバナーエレクトとして1年の任期を務めてから、選挙後の暦年の7月1日に就任するものとする。

1.2. ガバナーノミニーの指名

1.2.1. ガバナーノミニーの選出方法

地区は、ここに規定されている指名委員会の手続きによって、ガバナーノミニーを選出するものとする。その選択は、出席し、投票しているクラブの選挙人の過半数票によって地区大会で採択された決議案によって決定されるものとする。

1.2.2. ガバナーの指名委員会

地区内パストガバナー6名及びガバナーをもって指名委員会を構成するものとする。パストガバナーは就任年度の若い順に6名とし、辞退あるいは欠員のある場合は繰り上げるものとする。委員長はガバナーが就任する。ただし、各府県から必ず委員を選出するものとする。指名委員会は、ガバナーノミニーとして求めうる最上の候補者を探し出し、推薦する任務を負うものとする。

1.2.3. クラブからガバナーノミニーを推薦

ガバナーが定め、通知した期日までに指名委員会で受理されたクラブからのガバナー候補者の推薦が審議されるものとする。このクラブへの推薦通知は、次の項目を順守する。

- 1) 推薦書が指名委員会に受理される期日の少なくとも2カ月前に地区内クラブに送付されていなければならない。
- 2) その通知には、推薦書の送付先が記載されていなければならない。
- 3) この推薦は、候補者を推薦するクラブの例会で採択された決議という形式で提出されなければならない。この決議は、クラブ幹事によって正式に証明されなければならない。
- 4) クラブは、自クラブに所属する会員を1名だけガバナーノミニーに推薦できる。

1.2.4. 委員会による最適任のロータリアンの指名

指名委員会がその選出を行うに当たっては、その選出の範囲は地区内クラブによって推薦された候補者に限定されるものではない。しかし、ガバナー職の任務を遂行するのに得られる限りの最適任の候補者を指名するものとする。

1.2.5. 指名の公表

指名委員会の委員長(ガバナー)は、指名委員会の選出した候補者を指名委員会の閉会后、72時間以内に、そのガバナーノミニーの氏名と所属クラブを地区内クラブに公表するものとする。この公表は、書簡、Eメール、またはファックスのいずれかの方法でガバナーから地区のクラブに送られるものとする。

1.2.6. 指名委員会がノミニーを選出できなかった場合

指名委員会が候補者選出において合意に達することができない場合、RI細則第13.040.節に規定されているように、郵便投票でガバナーノミニーを選挙するものとする。

1.2.7. 対抗候補者

当該年度の初めの時点で設立から少なくとも1年が経過している地区内クラブは、前にクラブが指名委員会に対してガバナーノミニーの候補者を推薦した場合に限り、その候補者を対抗候補者として推薦することができる。年度初めの時点で設立からまだ1年が経過していないクラブは、対抗候補者が自クラブの会員であることを条件に、対抗候補者を推薦することができる。また、対抗候補者は、既に指名委員会に対して正式に推薦されている者でなければならない。対抗候補者の氏名は、クラブ例会で採択された決議に従って提出しなければならない。クラブは、ガバナーの定める期日までに、決議をガバナーに提出しなければならない。その期日は、ガバナーによるガバナーノミニー選出公表から14日以内とする。

1.2.8. 対抗候補者の支持

前記のように対抗候補者が推薦された場合、ガバナーは、RI所定の書式によって全クラブに対抗候補者の氏名を通知する。ガバナーは、この対抗を支持するかどうかわかるクラブに尋ねるものとする。対抗候補者を支持する場合、クラブは、例会で採択したクラブ決議を提出しなければならない。この決議書は、ガバナーの定める日までに、ガバナーに提出しなければならない。地区内の少なくとも他の5つのクラブ(当該年度の初めの時点で設立から少なくとも1年が経過しているクラブ)、もしくは当該年度初めにおけるクラブ(当該年度の初めの時点で設立から少なくとも1年が経過しているクラブ)総数の10パーセントの、いずれか多い方の数の支持を得た対抗候補者で、クラブの決議書がガバナーによって定め

られた通り、クラブ細則に従いクラブ例会で採択されたものである場合のみが有効とみなされる。クラブは、対抗候補者を1名のみ支持するものとする。

1.2.9. 対抗候補者がいない場合

定められた期限までにそのような対抗候補者の指名を受理しなかった場合には、ガバナーは指名委員会の選んだ候補者をガバナーノミニーと宣言するものとし、締切期限より15日以内に地区内全クラブにその旨宣言しなければならない。

1.2.10. 対抗候補者の指名

定められた期限までに有効な対抗候補者の指名を地区内のクラブからガバナーが受け取った場合、ガバナーはその期限から7日以内に、地区内の全クラブにその旨を通達しなければならない。この対抗候補者の指名がガバナーの定める日まで有効であるなら、この通達には、各対抗候補者の氏名とその資格条件、および対抗候補者を出したクラブとこれに同意しているクラブの名前が含まれ、候補者について郵便投票または地区大会で選ばれる旨明記されていなければならない。

1.2.11. 対抗候補者の指名が有効でない場合

有効な対抗候補者の指名を受け取らなかった場合、ガバナーは指名委員会の選んだ候補者をガバナーノミニーと宣言する。ガバナーは、15日以内にこのノミニーを地区内全クラブに通達しなければならない。

1.2.12. 諮問委員会からのアドバイス

ガバナーノミニー指名において予期せぬ問題が発生したり、指名委員会が候補者を推薦できない場合、ガバナーはその問題解決に向けて諮問委員会にアドバイスを求め、また諮問委員会は問題解決に向けて最大限の支援をするものとする。

2. 審議会代表議員選出方針

2.1. 指名委員会手続による代表議員の選出

2.1.1. 選出

規定審議会および決議審議会の代表議員および補欠議員は、指名委員会の手続によって選出される。指名委員会の手続は、対抗候補者またはその結果としての選挙を含め、審議会の開かれる2年前の年度に実施され、完了するものとする。指名委員会手続は、本節の規定に矛盾しない限り、RI細則第13.020.節に定めるガバナーの指名委員会（本書第1.2.2節）の手続きに準拠するものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。

2.1.2. 規定審議および決議審議会の代表議員の指名委員会

地区内パストガバナー6名およびガバナーをもって指名委員会を構成するものとする。パストガバナーは就任年度の若い順に6名とし、辞退あるいは欠員のある場合は繰り上げるものとする。委員長はガバナーが就任する。ただし、各府県から必ず委員を選出するものとする。

2.1.3. 指名委員会委員の選出方法を採択できなかった場合

指名委員会委員の選出方法を採択できなかった地区は、地区内クラブの会員であり、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできるすべての地区内パストガバナーを指名委員会に起用するものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がない。

2.1.4. 代表議員も補欠議員も務めを果たせない場合

代表議員およびその補欠議員が務めを果たせない場合、ガバナーは、地区内クラブの他の適格な会員を審議会における代表議員に指名することができる。

2.1.5. 代表議員の資格

代表議員は、選出時に、RI役員として全期務めたことがある者でなければならない。しかし、元役員が地区内で得られないということを当該ガバナーが証明し、RI会長の同意が得られたときは、ガバナーとして全期務めていないロータリアンやガバナーエレクトを選んでも差し支えない。いかなるロータリアンも、代表議員として審議会に3回を超えて出席してはならない。

また、代表議員は、代表議員としての任務と責務を引き受け、これを誠実に果たすための資格と意思、および能力を持ち備え、審議会にその会期全体を通じて出席し、決議審議会に積極的に参加しなければならない。

2.1.6. 代表議員の任期

代表議員の任期は、選出された年度の翌年度の7月1日に始まるものとする。代表議員は、3年間、または後任者が選出、証明されるまで任期を務めるものとする。

3. RI 理事指名委員会委員選出方針

3.1. 指名委員会手続によるRI理事指名委員の選出

3.1.1. RI理事の指名委員

RI理事指名委員会委員を務める時点でパストガバナーでなければならない。当該委員は、委員を務める前の3年間に、少なくとも、当該理事が指名されるゾーンの2回のロータリー研究会と1回の国際大会に出席していなければならない。ただし地区は、地区大会に出

席し投票したクラブの選挙人の過半数によって採択された決議により、ロータリー研究会と国際大会への出席という要件の一部または全部を免除することができる（この決議は次の指名委員会のみ適用される）。委員は1年の任期をもって選挙されるものとする。この委員を2回務めたロータリアンは、再びこの委員を務めることはできない。委員はそれぞれ1票の投票権を有するものとする。

3.1.2. 指名委員会によるRI理事指名委員の推薦

RI理事指名委員会委員および補欠委員は地区内のパストガバナーからなる指名委員によって推薦するものとする。

3.1.3. RI理事指名委員会

地区内パストガバナー6名およびガバナーをもって指名委員会を構成するものとする。パストガバナーは就任年度の若い順に6名とし、辞退あるいは欠員のある場合は繰り上げるものとする。委員長はガバナーが就任する。ただし、各府県から必ず委員を選出するものとする。

3.1.4. 選挙

推薦された指名委員会の委員と補欠委員は、指名が予定されている年の前年の地区大会で選挙されるものとする。

過半数の票を獲得した候補者を指名委員とする。第2位の票数を獲得した候補者を補欠委員と公表し、補欠委員は、委員が務めを果たし得ない場合に限り、指名委員を務める。

3.1.5. 指名委員として公表された候補者

地区で指名委員に指名された者が1名の場合、投票は必要とされない。このような場合、ガバナーは、この者を指名委員と公表するものとする。

3.1.6. 指名委員も補欠委員も務めを果たせない場合

指名委員も補欠委員も務めを果たせない場合、ガバナーは、地区内クラブの他の適格の会員を指名委員に指名することができる。

4. 規定審議会および決議審議会への提出案の地区採択方針

4.1. 規定審議会へのクラブ提出制定案の採択

4.1.1. 提出件数と方法

クラブからの提出制定案は各クラブ5件までとする。ガバナー事務所への提出にはクラブ会合での承認の証明を添付する。

4.1.2. 欠陥のある提出制定案

地区規則・手続委員会はクラブからの提出制定案が欠陥のある制定案の場合は、その旨をクラブに通知し、訂正を求める。

4.1.3. 提出期限

制定案提出期限はRI提出期限の年の8月末とし、すべての案件を地区決議会で審議する。

4.1.4. 地区提案

ガバナーは地区提案として制定案を提案できるが、その場合、事前にその内容をクラブに公表するものとする。この公表は、書簡、Eメール、またはファックスのいずれかの方法でガバナーから地区のクラブに送られるものとする。

なお、ガバナーは地区提案に際して、事前に地区諮問委員会に諮り、アドバイスを求めるものとする。

4.1.5. 提出制定案の開示

締め切り後、地区はクラブにすべての提出制定案を公表しなければならない。

この公表は、書簡、Eメール、またはファックスのいずれかの方法でガバナーから地区のクラブに送られるものとする。

4.1.6. 地区制定案検討会の開催

提出制定案について地区決議会開催前にガバナーは事前に示した日程・場所において、検討会を開催する。

4.1.7. 審議および議決方法

規定審議会に提出される制定案は地区決議会によって審議、議決される。

地区決議会には、全てのクラブに出席投票を義務付け、本書5.1地区決議会運営規則(第8条2項)に準拠する全投票数の過半数をもって採択とする。

2. 地区決議会において、提案クラブは提案理由を3分間説明し、会場から質問を受けるものとする。
3. 規定審議会に提出される制定案は、採択された地区制定案のうち、投票数の多かった順に5件までとする。

4.1.8. 規定審議会への提出制定案数

クラブからの全提出制定案が5件以上の場合は、その投票数の多い順に5件とする。

4.1.9. 採択された制定案

地区は直ちに、採択案を英語に翻訳すると共に、地区の証明を付けてRI本部に期限までに必着で送付する。

4.1.10. 規定審議会終了後の報告

規定審議会終了後、なるべく早い時期に代表議員は説明会を開催するとともに、採択結果について事前に地区内の提案クラブへその結果を報告するものとする。

4.1.11. 制定案研究会の開催

次回の規定審議会のために、ガバナーは研究会を開催するものとする。

4.2. 決議審議会へのクラブ提出決議案の採択

4.2.1. 提出件数と方法

クラブからの提出決議案の件数には制限がない。ガバナー事務所への提出にはクラブ会合での承認の証明を添付する。

4.2.2. 欠陥のある提出決議案

地区規則・手続委員会はクラブからの提出決議案が欠陥のある決議案の場合は、その旨をクラブに通知し、訂正を求める。

4.2.3. 提出期限

決議案提出期限はRI提出期限の年の2月末とする。

4.2.4. 地区提案

ガバナーは地区提案として決議案を提案できるが、その場合、事前にその内容をクラブに公表するものとする。この公表は、書簡、Eメール、またはファックスのいずれかの方法でガバナーから地区のクラブに送られるものとする。

なお、ガバナーは地区提案に際して、事前に地区諮問委員会に諮り、アドバイスを求めるものとする。

4.2.5. 提出決議案の開示

締め切り後、地区はクラブにすべての提出決議案を公表しなければならない。

この公表は、書簡、Eメール、またはファックスのいずれかの方法でガバナーから地区のクラブに送られるものとする。

4.2.6. 地区決議案検討会の開催

提出決議案について地区決議会開催前にガバナーは事前に示した日程・場所において、検討会を開催する。

4.2.7. 審議および議決方法

決議審議会に提出される決議案は地区決議会によって審議、議決される。

地区決議会には、全てのクラブに出席投票を義務付け、本書5.1地区決議会運営規則(第8条2項)に準拠する全投票数の過半数をもって採択とする。

2. 地区決議会において、提案クラブは提案理由を3分間説明し、会場から質問を受けるものとする。
3. RI決議審議会に提出される決議案は、採択された地区決議案とする。

4.2.8. 決議審議会への提出決議案数

クラブからの全提出決議案のうち、採択された決議案はすべて地区決議案とする。

4.2.9. 採択された決議案

地区は直ちに、採択案を英語に翻訳すると共に、地区の証明を付けてRI本部に期限までに必着で送付する。

4.2.10. RI決議審議会終了後の報告

RI決議審議会終了後、なるべく早い時期に説明会を開催するとともに、採択結果について事前に提案クラブへその結果を報告するものとする。

4.2.11. 決議研究会の開催

次回の決議審議会のために、ガバナーは研究会を開催するものとする。

5. 地区決議会設置方針

地区決議会を設置するための手続、討議内容、時期や場所などを規定する。

基本的には、3年毎に開催される規定審議会に提出する制定案および毎年開催される決議審議会に提出する決議案について審議をする機関とし、国際ロータリー本部への提出期限日に間に合うように、京都市内あるいは交通の便利な場所で開催することにする。また、この地区決議会には、制定案および決議案のほかに、前年度の地区年次財務表・報告書およびガバナーからの提案事項なども審議できるものとする。

5.1. 地区決議会運営規則

第1条（名称）

地区にRIに提出する制定案、決議案、その他前年度の地区年次財務表・報告書およびガバナーからの提案事項などもを審議する決議会を設置し、地区決議会と称する。

第2条（権限）

地区決議会は次の権限を有する。

- ① 3年に一度開催される規定審議会に対して、各クラブより提出される制定案を審議し、その選択および承認をすること。
- ② 毎年開催される決議審議会に各クラブより提出される決議案を審議し、その選択および承認をすること。
- ③ 前年度の地区年次財務表および報告書について審議し、議決すること。
地区年次財務表および報告書はガバナー年度終了後に3カ月以内に全クラブに提出される。
- ④ ガバナーからの提案事項について審議し、議決すること。
- ⑤ 地区大会決議により付託された事項について審議し、議決すること。

第3条（構成）

地区決議会は、地区決議会役員、ガバナー補佐、およびクラブをもって構成する。

第4条（役員）

当年度の次の役職者をもって地区決議会の役員とする。

- ①ガバナー
- ②審議会地区代表議員
- ③同補欠議員
- ④ガバナーエレクト
- ⑤地区幹事長
- ⑥地区規則・手続委員会委員

第5条（召集）

1. 地区決議会および事前の検討会はガバナーが、必要と都度、議題とともに日時・場所を指定して召集する。
2. 地区決議会の召集の通知は開催日の30日前までに各クラブにファックス（FAX）またはEメールにて通知するものとする。

第6条（議長）

議長はガバナーが務め、副議長は議長が指名する。

第7条（議案の説明）

1. クラブからの提出された制定案および決議案は、提出したクラブの代表がその趣旨を指定時間内に説明しなければならない。

2. その他の議題は役員が求めに応じて、説明しなければならない。

第8条（議決権）

1. 各クラブは会長を地区決議会に代表として派遣するものとする。
2. 各クラブは会員数に応じて次の票数に基づいた議決権を持つものとする。

① 基礎票としてすべてのクラブに	1票
② 会員数25名を超えるクラブはその余の25名ごとに	1票
③ 端数が13名以上あるときは更に	1票
3. この票の数は、1月1日または7月1日、どちらか近い方の時点でのRIデータベースに基づいた会員リストを用いて決定する。この期日以降に入会した会員は、クラブが投票権をもつ選挙においてクラブ票数を決定するための会員数としてはカウントされない。
4. 各クラブの投票は各案件についてクラブの全ての票数は同一の投票とする。
5. クラブ会長が出席できないときは、他のクラブ役員・理事に議決権の代理行使を委任することができる。その際は、地区決議会開催日の2日前迄に委任状をガバナー事務所に提出しなければならない。
6. 議長は第9条2項に基づいて決裁権を行使する場合を除いて議決権を有しない。その他の地区決議会役員は議決権を有しない。
7. ガバナー補佐は議決権を有しない。

第9条（定足数、決議数および決裁権）

1. 第8条第3項に定める取扱いにより計算された全クラブの議決権数の過半数を有する構成員（委任状出席も含む）の出席がなければ、当該議案を審議し議決することはできない。
2. 議案は出席者の総議決数の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第10条（議事録）

1. 地区幹事は次の要領を記載した資料を添付し、議事録を作成しなければならない。
 - ① 開催の日時場所
 - ② 各クラブの議決権数および出欠
 - ③ 議事の経過および結果
2. 議事録にはガバナーおよび地区幹事長が記名、捺印する。

第11条（改正）

この規則は、地区大会または地区決議会の審議・議決を経て改定される。

6. 副ガバナー設置方針

国際ロータリー細則6.120.1に従い、地区ガバナーの空席などの緊急事態に備え、副ガバナーを設置することができる。

副ガバナーを設置する場合は、ガバナーエレクトが1名のパストガバナーを任命することとする。

6.1. 副ガバナーの指名

ガバナー指名委員会は、1名のパストガバナーを副ガバナーに指名する。

ガバナーエレクトはこれを諮問委員会に諮り、副ガバナーを任命するものとする。副ガバナーの役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナーとしての任務の続行が不可能となった場合に、ガバナーの後任となることである。

7. 地区運営手続の改正

本地区運営手続は地区大会、地区決議会あるいは全クラブの会長が出席できる会合において、クラブの人数に応じた議決権数*によって決議し、全投票数の過半数をもって改正することができる。ただし、改正には、1か月前に各クラブに書面または電子メールによって通知を行うことが義務付けられている。この地区運営手続は、標準ロータリークラブ定款、国際ロータリー定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならないものとする。

註釈*：議決権数：本書の5.1.地区決議会運営規則第8条通りとする。

2017年4月30日 地区運営手続を制定する